

排水施設に関する審査基準（法第 33 条）

【関係法令等】法・・・都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）

1 排水施設の計画

(1) 集水区域

集水区域は、当該開発区域及びその周辺の地形、地質、その他の状況を充分考慮し、下水道管理者が定める下水道事業計画との整合を図り決定すること。

(2) 放流先

当該開発区域の排水施設の放流先は、公共下水道、排水路その他排水施設又は河川等の公共施設に接続するものとし、当該施設の管理者と協議し同意を得なければならない。

(3) 排水方式

ア 排除方式

下水の排除方式は、合流式と分流式とがあり、処理区及び排水区に応じて表 1 に掲げる排除方式を採用すること。

表 1 処理区及び排水区別下水排除方式

排除方式		排水区	
		合流式	分流式
処理区	南部	江の島、 大庭、 片瀬の一部、 鶴沼南部の一部、 辻堂南部の一部 を除く全域	江の島、 大庭、 片瀬の一部、 鶴沼南部の一部、 辻堂南部の一部
	東部		全域
	相模川流域		全域

イ 遊水池設置に伴う宅地内排水

合流式の区域内であっても開発区域内に遊水池を設置する場合には、雨水と汚水をそれぞれ別系統で取付ますに接続すること。

(4) 管きよの断面と余裕

管きよの断面は、円形を標準とし、計画下水量に基づいて表 2 掲げる余裕を見込んで決定する。

表2 管きよの断面決定及び余裕率 (%)

種別	分流式		合流式		計画断面積	
	污水管		合流管	残留污水管		
円形管	mm	mm	計画流量	20	計画流量	満管
	◎200 ~ 700	100				
	◎800 ~ 1000	70				
	◎1100 ~ 1500	50				
	◎1650 ~ 1800	40				
◎2000 以上	30					
矩形渠	円形管断面に準じる		計画流量	20	計画流量	9割水深
U形溝	—		計画流量	—	—	9割水深
台形水路	—		計画流量	—	—	8割水深
柵渠	—		計画流量	—	—	8割水深

(5) 管きよの流速及び勾配

流速は、一般に下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い次第に緩くなるようにし、次の各項を考慮して定める。

ア 污水管の流速

計画下水量に対して、 $1.0\sim 1.8\text{m}/\text{sec}$ が理想的であるが、地表勾配等、やむを得ないときは最小で $0.6\text{m}/\text{sec}$ 、最大で $3.0\text{m}/\text{sec}$ とすることができる。

イ 雨水管きよ、合流管きよの流速

計画下水量に対して、 $1.0\sim 1.8\text{m}/\text{sec}$ が理想的であるが、地表勾配等、やむを得ないときは最小で $0.8\text{m}/\text{sec}$ 、最大で $3.0\text{m}/\text{sec}$ とすることができる。

(6) 最小管径

污水管の最小管径を 200mm とし、雨水管及び合流管の最小管径は、 250mm とする。

(7) 管きよの種類

管きよの材質は硬質塩化ビニル管を標準とする。ただし、硬質塩化ビニル管が内圧及び外圧に対して十分耐えることができず構造に支障をきたす場合は、鉄筋コンクリート管等を使用することができる。

なお、管きよの選定は、「藤沢市下水道設計標準図」によるものとする。ただし、市に帰属しない場合は市章を明示しないこと。

その他雨水排水については、当該地域の地形、地質並びに排水状況、道路状況に応じて矩形渠、柵渠、Lu型側溝等を使用するが、その決定には市と協議の上決めるものとする。

(8) 管きよの接合

管きよの接合方法は、管頂接合を標準とする。また、地表勾配が急な場合には、管径の変化の有無に係わらず地表勾配に応じて適宜段差接合とする。

(9) 管きよの基礎

管種並びに地質に応じて砂基礎、コンクリート基礎、杭基礎を使用する。

基礎の選定は、「藤沢市下水道設計標準図」により決定し、特に地質が軟弱な場合

は、必要に応じて検討を行い決定するものとする。

(10) 管きよの布設深さ及び位置

公共施設となる管きよは、公道等公有地に布設するものとし、占用位置及び土被りについては、施設管理者と協議するものとする。(通常の土被りは、1.2メートル以上)

(11) マンホール(人孔)の配置

マンホール(人孔)は、管きよの始まる箇所、管きよの方向、勾配または管径の変化する箇所、管きよの合流する箇所及び段差接合の箇所に設ける。また、「藤沢市下水道設計標準図」によるものとする。

(12) マンホール(人孔)の構造及び種別

マンホール(人孔)の構造及び種別は、「藤沢市下水道設計標準図」によるものとする。ただし、市に帰属しない場合は市章を明示しないこと。

(13) 道路の雨水ます(街渠ます)の配置及び位置

「道路に関する審査基準」によるものとする。

(14) 公共ますの配置及び位置

公共ますは、汚水管きよ及び雨水管きよに接続するもので、官民境界線に接する民地側に設置を原則とする。

ますの個数は、原則として1区画1個とする。

ただし、除害施設を設置しなければならない事業場、工場等に起因して排除される下水の公共ますは、市長と協議により決定すること。

(15) 公共ますの構造及び種類

雨水ます及び汚水ますの構造並びに種類は、「藤沢市下水道設計標準図」によるものとし、原則として車道用を用いること。ただし、市に帰属しない場合は市章を明示しないこと。

(16) 取付管の配置等

取付管の布設方向は、「藤沢市下水道設計標準図」によるものとし、取付管の勾配は10%以上の勾配とする。

2 計画下水量の算定及び排水施設の流下能力については、資料編に示す。

3 下水道管理者が別に定めている場合はこの限りではない。